

学校法人東京歯科大学ガバナンス・コード【2.1版】の実施状況

| 基本原則 | 遵守原則 | 重点事項 | 実施項目 | 実施状況 | | |
|--|---|---|---|---|--|--|
| 1. 自律性の確保 会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。 | 1-1 会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。 | 1-1 会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。 | A1 中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関係する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見徴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。 | 令和7～13年度（7年間）の中期計画策定にあたり、学務担当常務理事をリーダーとして、関係理事、事務職員により実施事項について案を作成し、事務局課長会議、評議員会等の意見を踏まえ理事会で決定している。 | | |
| | | | A2 中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。 | 中期計画策定に際し、自己点検評価や認証評価との関連性について確認している。なお、単科大学のため学部の中長期計画は策定していない。 | | |
| | | | A3 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。 | 本学の中期計画に、大学及び短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標、業務運営の改善及び効率化に関する目標、財務内容の改善に関する目標等として盛り込んでいる。 | | |
| | | | A4 中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。 | 理事長及び理事等の登用は本学寄附行為に基づいて行われており、人材育成・登用方針については、実施スケジュール等、具体的なアクションプランを含め検討していく。 | | |
| | | | A5 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。 | 毎年の事業計画において具体的な収支予算を立てると共に、中期計画上に、計画期間中の財務シミュレーションを行う旨明記している。 | | |
| | | | A6 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。 | 全体計画として7年間を俯瞰したスケジュールを立て、年度ごとにデータやエビデンスに基づいて進捗管理を行っている。教授会、課長会議等各種会議を通して理解の深化に努めている。 | | |
| | | | A7 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。 | 中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行うこととしている。 | | |
| | | | A8 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。 | 毎年度終了ごとに進捗状況及び実施結果をHP上で公表している。 | | |
| | | | B1 中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで最終決定を行う。 | 中期計画の内容については、適法性、倫理性を考慮している。潜在リスクに関しては、リスク管理委員会において、中期計画の内容について、識別・評価し、十分な説明・資料に基づき、評議員会の意見を聴いたうえで理事会決定としている。 | | |
| | | | 1-2 会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。 | 1-2-1 会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。 | A1 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事(以下、「理事長等」という)の業務執行範囲を明確化する。 | 理事会において、業務執行理事の業務分掌を決定し、評議員会に報告している。 |
| | | | | | A2 政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。 | 各規程において対応する組織とその権限を定め、役割を担う役職の任命、解職についても明確化している。 |
| | | | | | A3 理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。 | 私立学校法に基づき、本学寄附行為、理事会運営規程、評議員会運営規程において明記している。 |
| | | | | | A4 理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。 | 理事会運営に関する規程において、業務執行理事会に対し委任可能な業務決定の権限を定めている。 |
| | | | | | A5 理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。 | 理事長、理事の解職について、解職(解任)に抵触する事項は寄附行為にて明記。理事の担当業務を変更する際は業務執行理事の業務分掌を変更することで対応し、理事会で審議のうえ決定し、評議員会にも報告している。 |
| A6 規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者(理事長、理事その他の部門長等)の権限と責任を明確化する。 | 本学寄附行為、各規程に権限及び責任と、改廃の審議機関を明記している。 | | | | | |
| A7 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。 | 本学内部統制システム基本方針に基づき、コンプライアンスに関する管理体制を定めるとともに、重要法令の制定・改廃時には、法人より役職者、教職員に対し周知徹底のうえ、法令等遵守の実効性を確保している。 | | | | | |
| 1-2-2 会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設 | 1-2-2 会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設 | B1 教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。 | 教学組織は「東京歯科大学事務部の組織並びに事務分掌規程」に、法人組織は「学校法人東京歯科大学法人事務局所掌事務規程」に役割・権限を明確化して規定しており、構成員に周知している。 | | | |
| | | A1 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構 | 寄附行為に理事定数は評議員定数を下回ること、外部理事を2名以上含める事、監事の任期以下であること、また評議員に関しては、学内外卒業生や有識者を加える事、監事就任に関しては評議員会の決議が必要なこと等 | | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | 的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。 | 築する。 B1 理事及び評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。 B2 理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室等)との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する。 | を定め、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築している。 評議員会が開催される際は会議時間の枠外で理事と評議員の双方が意見交換できる機会を設定し、相互理解に努めている。 理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事、監事及び評議員が意見を述べやすい会議運営に努めるとともに、学内監事や評議員を中心に情報を適時・適切に提供している。理事長及び業務執行理事や内部監査室等との意思疎通や理事会及び監事による報告及び指摘事項の取扱いについては、理事会及び業務執行理事会等で確認しており、今後も定期的に確認することとしている。 |
| 2. 公共性の確保 会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。 | 2-1 会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。 | 2-1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。 | A1 会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。 | 建学の精神及び3つのポリシーを踏まえ、事業計画及び達成目標や入試方針、カリキュラム等を具体化している。 |
| | | | A2 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。 | 事業計画及び達成目標や入試方針、カリキュラム等については大学・短期大学のHP上に掲載し、教職員、学生及び社会に発信・共有している。 |
| | | | A3 学校法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、著しく非効率なものとならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。 | 経営資源が効率的な配分となるよう、人事・調達・資金計画等について、各施設の会議体、人事委員会、予算委員会、業務執行理事会等を経て事業計画を立て、年度ごとの予算配分の基本方針を定めている。 |
| | | | A4 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。 | 各年度のカリキュラム設定にあたり、「学位授与の方針(ディプロマポリシーおよびコンピテンシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」との整合性、および「学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」も含めてIR情報を活用し確認している。 |
| | | | A5 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。 | 各年度の入学者選抜にあたり、「入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)」との整合性についてIR情報を活用し実質化を図っている。また、入学後に基礎学力テスト、プレースメンステストを実施し、詳細なデータをIR情報として取得している。 |
| | | | B1 内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。 | 内部質保証システムを構築し、教育・研究及び組織・運営等の状況について、大学・短期大学の自己点検・評価委員会のみならず、外部評価者の点検・評価を受けるなどを通して、継続的に改善・向上に取り組んでいる。 |
| | | | B2 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果、FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動並びに学習成果の可視化及びアンケート調査等を含むIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。 | 教育活動については自己点検・評価、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR活動の成果を活用し、毎年、同活動の点検・改善を行っている。 |
| | | | B3 リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。 | 臨床専門専修科生プログラムを中心とした、リカレント教育・リスキル教育プログラムを展開している。 |
| | | | B4 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。 | 学術的な観点から、留学生特別選抜による海外の学生受け入れ、また在校中はElective Study(海外研修)を実施しており、海外の歯科大学の教員や学生と互いの国の文化や歯科界について理解を深め、広い視野を持った歯科医師を養成することを目的とした制度を設けている。 |
| | | | 2-2 会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法 | 2-2 会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に進める環境を整える。 |
| A2 社会・地域との連携を支援する体制又は仕組みを整備する。 | 附属病院において、定期的な地域医療連携協議会や報告会を開催。また、地域の拠点病院として定期的に市民に向けた公開講座を開催する等、体制を整えている。 | | | |
| A3 研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備する。 | 研究インテグリティについて科研費等応募時に研究インテグリティを遵守するための指導を行っている。 | | | |
| B1 地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。 | 糸魚川市との連携協定や、コロナ対応における東京都、千代田区との連携の他、医科・歯科各団体等との連携を深めている。また、附属病院である | | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| | を示し、社会に貢献する。 | | | 水道橋病院は「育成再生医療」「地域歯科診療支援病院」として、市川総合病院は、厚生労働省より「地域がん診療連携拠点病院」、千葉県より「地域災害拠点病院」「地域医療支援病院」の指定を受け、千葉歯科医療センターは「地域療養支援歯科診療所」として、地域貢献に取り組んでいる。 |
| | | | B2 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。 | 地域との連携等を図るため、毎年公開講座を開設し、収録内容を大学のホームページへ掲載し、幅広く公開している。 |
| | | | B3 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。 | 第4学年での「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」の講義・実習を通じて、健康寿命の延伸に向けて進められる地域包括ケアシステムの中で、安全な歯科医療の展開と多職種連携を学び、地域包括支援センター実習（現地での実習）を経て、社会・地域への健康長寿への貢献等の取組を継続して行っている。 |
| | | | B4 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。 | 現状を鑑み、規程内容について検討を行っている。 |
| 3. 信頼性・透明性の確保 会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。 | 3-1 会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。 | 3-1-1 会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。 | A1 『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』等を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。 | 監事監査規程は、監事監査ガイドラインを参考に令和4年度に策定・施行し、私学法の改正を受け、令和7年度に改定している。 |
| | | | A2 監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。 | 監事監査は毎年度、監事監査計画に基づき実施され、その際監事監査ガイドラインや文科省等の監事研修資料等を有効に活用し、監事監査の実効性を高めることとしている。 |
| | | | A3 監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。 | これまでは任期を合わせる対応としていたため、現在の3名の監事の任期はいずれも令和8年5月31日であるが、今後は任期をずらす等の対応を検討していく。 |
| | | | A4 理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述できる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述できる仕組みを構築する。 | 理事会、評議員会では、事前に資料を提示するとともに必要に応じ内容を説明し、十分な理解の上で会議に臨めるよう配慮している。また、経営に関しては、業務執行理事会に出席するとともに、会計監査人と役員との意見交換の場を定期的に設けている。 |
| | | | A5 監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。 | メール及び学内WEBサイト上の共有ドライブ等も活用して、随時内部監査室及び庶務課・経理課等から必要な資料の提供、説明等の十分な情報提供を行っている。 |
| | | | A6 監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。 | 必要に応じ、監事連絡会議を開催するとともに、理事会・評議員会及び業務執行理事会やその他会計監査人からの報告の場等を活用して行っている。 |
| | | 3-1-2 会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。 | B1 常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にするなどの方法により常勤監事がいる状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。 | 令和4年度に監事定数の増を図り3名体制とするとともに、2名を常勤化している。法人庶務課、内部監査室及び経理部門との連携を密にし、監事監査を支援している。 |
| | | | B2 監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。 | 顧問に弁護士、税理士法人を置き、外部の専門家との連携体制を整備している。 |
| | | | B3 監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。 | 監事を選任に関しては、私立学校法改正に合わせ「監事選・解任手続きに関する申合せ」を定め、厳正に対応することとしている。 |
| | | | A1 会計監査人の選任は、監事はその議案を決定したうえで、評議員会で行う。 | 会計監査人の選任については、寄附行為に基づき、「監事監査規程」、「会計監査人選・解任手続きに関する申合せ」、「監事連絡会議運営に関する申合せ」等において、監事はその議案を決定したうえで、評議員会で行うこととしている。 |
| | | | A2 会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を設定する。 | 会計監査人が有効に機能するために、毎年、会計監査人と理事長、業務執行理事及び監事が意見を交換する場を設けている。 |
| | | | A3 会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び内部監査室等が協議する場を設定する。 | 会計監査人が有効に機能するために、毎年、監事と会計監査人及び内部監査室との協議の場を設けている。 |
| A4 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。 | 法人の財務状況について、定期的に財務担当理事のみならず関係役員含め会計監査人との間で適切に情報を共有している。 | | | |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>3-2 会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選解任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p> | <p>3-2-1 会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。</p> | <p>A1 理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。</p> | <p>寄附行為に理事の選解任手続きを定め、開示することによって、その透明化を図っている。</p> |
| | | <p>A2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。</p> | <p>本学内部統制システム基本方針に基づき、コンプライアンスに関する管理体制を定めるとともに、監事監査、内部監査及び公益通報窓口等を通じ、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備している。</p> |
| | | <p>A3 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。</p> | <p>理事会の議事録については保存期間等を寄附行為で定めるとともに、学内規程で文書の保存年限を定め管理している。</p> |
| | | <p>A4 不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。</p> | <p>業務執行理事の業務分掌については理事会で定め、教職員の職務分掌は学内規程等で定めており、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備している。</p> |
| | | <p>A5 個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。</p> | <p>「学校法人東京歯科大学個人情報保護方針」を制定し、個人情報保護規程等を整備することで、その体制を事項的に機能させている。</p> |
| | | <p>A6 理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握する。</p> | <p>リスク管理規程に基づき、リスク管理体制や対処方法を定めており、理事等は其所掌する業務に関するリスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握するよう努めている。</p> |
| | | <p>B1 理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。</p> | <p>理事の報酬水準の妥当性については、私立学校法に基づき毎会計年度終了後3ヶ月以内に確認し公表することとしている。</p> |
| | | <p>B2 理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。</p> | <p>理事長は常勤化しており、利益相反、責務相反に関しては、寄附行為に明記していると共に、理事選任の際、親族等の特別利害関係にある者の確認をしている。</p> |
| | | <p>B3 理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。</p> | <p>理事選任会議委員には、理事と評議員双方から同数を選任することで、中立性の確保を図っている。</p> |
| | | <p>B4 理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。</p> | <p>理事の再任、重任にあたっては、寄附行為等に基づきガバナンス体制の状況についても、理事選任会議及び評議員会でそれぞれ点検したうえで行うこととしている。</p> |
| | <p>B5 学校法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応について、理事会その他重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。</p> | <p>私学法改正に伴う内部統制システム整備の観点から、令和6年度に「学校法人東京歯科大学リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会において、部局責任者から報告されたリスクの洗い出し・評価の報告を分析し、本法人としての対応方針を定め、理事会に報告することとしている。</p> | |
| | <p>B6 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないよう、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。</p> | <p>理事のうち学内理事を業務執行理事とし、各自の業務分掌を理事会にて決定しているが、組織としての継続的な対応が可能となるよう一部の所掌については副担当者を選任している。</p> | |
| | <p>3-2-2 会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。</p> | <p>A1 監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。</p> | <p>寄附行為に監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続を定め、その明確化・透明化を図っている。</p> |
| | | <p>A2 評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。</p> | <p>寄附行為を開示しており、その第33～37条で評議員の選解任方法について定めている。</p> |
| | | <p>A3 評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組みを整備する。</p> | <p>寄附行為において、評議員会は、法人の業務、財産の状況、役員の業務執行状況について意見を述べるができるとするほか、評議員の選任に関して、卒業生や学識経験者からも幅広く選任する規定としており、第三者的な立場で意見できる体制としている。</p> |
| <p>A4 相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。</p> | | <p>監事、会計監査人及び内部監査室それぞれ独自の観点で監査を行うとともに、定例又は必要に応じて協議・情報共有を行っている。</p> | |
| <p>A5 会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して報告がなされる体制を整備する。</p> | | <p>リスク管理規程において、最高責任者である理事長に危機事象に関する通報を部局責任者、統括責任者を経て報告する規定となっているほか、コンプライアンス規程においてもコンプライアンス違反に係る通報等について、通報窓口責任者から理事長、監事、内部監査室長に報告ことを定めている。</p> | |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | B1 監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。 | 監事の報酬水準の妥当性については、私立学校法に基づき毎会計年度終了後3ヶ月以内に確認し公表することとしている。 |
| | | | B2 監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。 | 監事は、学内評議員と随時に及び評議員会とは出席時定期的に意見を交換し、監事監査の実効性を高めている。 |
| | | | B3 評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。 | 評議員の報酬水準の妥当性については、私立学校法に基づき毎会計年度終了後3ヶ月以内に確認し公表することとしている。 |
| | | | B4 法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。 | 原則毎月開催している業務執行理事会で該当する事項が報告された際には、すみやかに理事会・評議員会に報告することとしている。 |
| | 3-2-3 会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。 | | A1 内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。 | 既に内部監査室を設置し、内部チェック機能を高めている。 |
| | | | A2 コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。 | 私学法改正に伴う内部統制システム整備の一環で、令和6年度に「学校法人東京歯科大学リスク管理規程」と「同コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス関連としてハラスメントに関する研修会をSD(スタッフデベロップメント)研修として開催する等、教職員に対する法令遵守の徹底を図っている。 |
| | | | A3 『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。 | 「内部統制システム基本方針」の制定に伴い、未整備であった規程を整備するとともに、業務執行理事会において、内部統制の運営、確認及び改善の状況を確認することとしている。 |
| | | | A4 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。 | 重要案件については、事前に法律顧問や司法書士に確認するとともに、法律顧問には、基本的に理事会・評議員会にも陪席を求めている。 |
| | | | B1 組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。 | 「内部統制システム基本方針」の制定に伴い、新たにリスク管理規程、コンプライアンス規程を定め、リスク管理、コンプライアンス遵守のための管理体制を整備するとともに、監事監査規程、内部監査規程を見直し、内部けん制体制の整備を進めている。 |
| | | | B2 内部統制システムに関する点検を定期的に行う。 | 原則毎月開催している業務執行理事会にて定期的に点検を行うこととしている。 |
| | 3-2-4 会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。 | | A1 教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。 | 東京歯科大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程等に加え、令和6年度には「学校法人東京歯科大学コンプライアンス規程」を制定し、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を整備している。 |
| | | | A2 公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。 | 公益通報者の保護等に関する規程のみならず、新たに定めたコンプライアンス規程においても、通報者が不当に解雇、その他不利益を被らない仕組みを整備している。 |
| | | | B1 公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。 | 現状、公益通報の窓口は法人事務局内のみの設置であり、法人外で設置する場合にどこに設置するのが公益通報に係る体制を実効的に機能させられるのか検討していく。 |
| | | | B2 ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。 | ガバナンス体制の機能不全等が発生したと判断した際は、すみやかに遵守状況報告書を変更し、評議員会等に報告することとしている。 |
| 3-3 会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に | 3-3-1 会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改 | | A1 いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。 | 東京歯科大学財務情報公開に関する規程、同オープンアクセス方針及び日本私立学校振興・共済事業団の求める情報公開基準等に則り、情報公開している。 |
| | | | A2 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制又はシステムを整備する。 | 東京歯科大学財務情報公開に関する規程、同オープンアクセス方針及び日本私立学校振興・共済事業団の求める情報公開基準等に則り、情報開示を行うとともに、その実施状況を関係者で協議・確認している。 |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|---|
| | 存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。 | 善を行い、情報公開の充実を図る。 | A3 法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。 | 寄附行為の内容、財務書類、中期計画の進捗状況、自己点検評価結果、認証評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果も含め HP 上に公表している。なお、法人が相当割合を出資する事業会社はない。 | | |
| | | | A4 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。 | 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載のうえ HP を通じて公表することとしている。 | | |
| | | | B1 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。 | 基本的には、各所管の庶務担当課および広報委員が窓口となり、必要に応じ各部長、事務局長等を通じて役員等に報告することとしている。 | | |
| | | 3-3-2 会員法人は、情報を公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。 | | | A1 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。 | 情報の公開にあたっては、その包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意している。 |
| | | | | | A2 公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。 | WEB サイトの改善を含め、公開情報へのアクセシビリティ、ユーザビリティの向上を図るよう心掛けている。 |
| | | | | | A3 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。 | 情報の公開にあたっては、幅広いステークホルダーが理解しやすいよう、資料の工夫とともに、紙媒体のみならず WEB サイトも活用している。 |
| | | | | | A4 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。 | 傘下法人はない。 |
| B1 web サイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。 | 公開部署内に確認担当者を配置し、公開情報の客観的チェック体制を構築し透明性向上に努めている。 | | | | | |
| | | | B2 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。 | 大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう HP 等での工夫・改善を図っている。 | | |
| 4. 継続性の確保 会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。 | 4-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。 | 4-1 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。 | A1 理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。 | 大学ホームページ上に理事・評議員専用の会議用のページを設定し、会議の前に資料を掲示する等、構成員からの意見を引き出すための工夫を重ねている。 | | |
| | | | A2 理事、評議員の定数は学校法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。 | 定数は学校法人の規模を踏まえ寄附行為で定め、文部科学省の承認を得ている。 | | |
| | | | A3 ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。 | ダイバーシティ推進のため、性別のみならず、外国人研究者、障がいのある者等の積極的雇用を心掛けるとともに、病院等においては、多業種にわたる医療従事者の個性と能力を十分に発揮できる環境・体制の整備に努めている。 | | |
| | | | A4 ガバナンスが有効に機能するように、学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。 | 理事、評議員とも法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、外部人材を積極的に登用している。 | | |
| | | | A5 評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。 | 本学役職者及び職員だけでなく、本学卒業生及び学識経験者を構成員にすることを寄附行為で定めており、これを遵守している。 | | |
| | | | A6 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。 | 外部人材への経営情報の正確・迅速な伝達と運営の透明性を担保するとともに、外部人材からの意見聴取を容易にするため、メールや WEB 等を活用して資料提供している。 | | |
| | | | A7 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。 | 監事に関しては、文部科学省の監事研修会に参加。理事、評議員は所属団体主催会議等に、その役割に応じて参加している。 | | |
| | | | B1 理事及び評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組みを整備する。 | 大学クラウド上の共有ファイルにおいて、過去の議事内容を確認できる仕組みを構築している。 | | |
| | | | B2 政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みを IT の活用等により構築する。 | 大学クラウド上の共有ファイルや専用ホームページにおいて、政策の執行状況を確認できる仕組みを構築している。また、政策に進展があれば、大学ホームページの「情報の公表」欄において、都度更新している。 | | |

| | | | | |
|--|---|--|---|---|
| | | | B3 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するための IT 環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。 | 本法人教職員向けのポータルサイトにおいて、学内からの閲覧だけでなく、テレワークを意識した学外からのアクセスを許可している。また、ポータルサイトを閲覧する端末に依存しないレスポンス・ウェブデザインを採用するなど、シームレスな IT 環境を整え経営状況の迅速な伝達と意識の向上に努めている。 |
| 4-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。 | 4-2-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。 | A1 とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。 | HP 上の事業報告書、財務詳細説明などのページにより、理解しやすい明瞭な情報の開示に努めている。 | |
| | | A2 学校法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関する Q & A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。 | 会計監査人による監査を踏まえ、学校法人の「学校法人の継続法人の前提」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、その解消・改善のための対応に関する情報について、理解しやすい明瞭な情報の開示を実施することとしている。 | |
| | | A3 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。 | 予算編成方針を踏まえ、法人全体と各施設での定期的な収支状況の把握と理事会への報告、中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化を通じて、適宜、経営状況の把握・改善に努めている。 | |
| | 4-2-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。 | A1 財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。 | 中期財政計画において、目標とする財務指標、推進する取組を定め、経営基盤の安定化を図っている。 | |
| | | A2 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。 | 研究部において、事務局と連携しつつ外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進を図っている。また、補助金に係る委員会を設置し、情報収集・共有を推進する体制を整えている。 | |
| | | A3 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。 | 社会・地域連携として、新潟県糸魚川市との高大連携を含めた包括的連携に関する協定を締結している。 大学間連携では、第 4 学年における「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」の授業にて、大妻女子大学家政学部食物学科と合同で授業を実施し、口腔、摂食嚥下機能の治療、維持を行う歯科学と、栄養アセスメントに基づく必要栄養量を食べやすく飲みこみやすい食事の形態にして提案できる栄養学それぞれの視点を学修するための体制を敷いている。産学官連携においても、大学間連携等による共同研究プロジェクトや受託研究等で外部研究費を獲得し、多くの大学・企業等と連携し研究を進めている。 | |
| | | A4 リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。 | 資金運用管理規程等に則り、適切な運用体制を整え、有効活用を図っている。 | |
| | | B1 寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。 | 保有する不動産の貸付業において、地価・物価上昇を踏まえ、適宜契約の見直しを行い、収益増加に努めている。 | |
| | | B2 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。 | 法人事務局において周年事業での募金により培った経験を踏まえ、同窓会等との連携を図り、寄附募集の体制を整えている。 | |
| | | B3 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。 | 大学広報やホームページなどを活用して同窓会や一般職員への働きかけを行い、「寄附を募る」への転換を推進するとともに、教職員の意識と理解の深化を図ることとしている。 | |
| | | B4 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。 | 寄附募集にあたり、目的や大学のビジョンを明確にしたうえで、同窓会等の寄附者からの共感を得て「寄附を募る」への転換を推進している。 | |
| | | B5 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。 | 科研費を中心とした外部資金獲得に係る情報収集、情報共有を定期的に行う体制を整えるとともに、獲得状況については本学 HP 等で情報公開している。また、補助金に係る委員会を設置し、情報収集・共有を推進する体制を整えている。 | |
| B6 教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。 | クラウドファンディングや返礼品を用いた寄附金募集等については、今後の実施についての検討課題としている。 | | | |

| | | |
|---|--|---|
| 4-2-3 会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。 | A1 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。 | 令和6年度に制定した「学校法人東京歯科大学リスク管理規程」において、リスク管理委員会を組織化して、部局責任者がリスクの洗い出し、評価を行い、これを委員会にて分析し、法人としての対応方針を理事会に報告するとしている。また、役職者による会議を定時・臨時に設け情報共有するとともに、教学部門、病院部門においても常時体制を整備している。また、文部科学省からの危機事例、災害警戒通知を関係部署で共有する体制をとっている。 |
| | A2 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。 | 不適切事案等については、担当課長より各部長、事務局長を通じ、学長、理事長まで情報が上がるシステムとなっており、必要に応じ担当若しくはチームを設ける等して対策（公表、再発防止策）に取り組むこととしている。 |
| | A3 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。 | 「学校法人東京歯科大学リスク管理規程」において、危機事象が全学的な対応が必要と判断した場合には緊急事態に係る対策本部を設置すると規定している。また、危機事象については、担当課長より事務部長、事務局長を通じ、学長、理事長まで情報が上がるシステムとなっており、必要に応じ担当若しくはチームを設ける等して対策（公表、再発防止策）に取り組むこととしている。 |
| | A4 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。 | 情報漏洩、搾取防止の観点から、ネットワークアクセス権限（TDC Net アカウント）の厳格な管理を徹底し、システムやデータへのアクセス権限を厳格・適切に管理している。 |
| | A5 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。 | 本法人事務局内に情報システム管理室を設け、学内情報システムの一元化や学内ネットワークの総合管理とともに、情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証・改善を行っている。 |
| | A6 ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。 | 新たに、法人に一元化する形で「学校法人東京歯科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程」を定めた。また、令和7年度に教職員を対象にハラスメント防止対策研修会を開催するとともに、ハラスメント等相談員を対象とする研修会も行った。 |
| | B1 重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。 | 学校法人東京歯科大学リスク管理規程において、理事長をトップとするリスク管理委員会がリスクの洗い出し・評価の報告を分析し、法人としての対応方針を定め、理事会に報告することとしている。 |
| | B2 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修、訓練等を実施する。 | 危機管理時、緊急時の対応は、日ごろより連絡体制を整えている。特に防火・防災に関しては、法人所管規程として再構築し、学内に周知しており、情報システムに関しては、法人全体の体制の強化に向けて規程を整備した。また、再構築後の災害時のマニュアルに関しては令和7年度に策定し、教職員等の避難訓練等に活用している。さらに、令和7年度に化学物質による事故等の緊急事態の際のガイドラインを策定した。 |